

公益社団法人全国公立文化施設協会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国公立文化施設協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、入会した公立文化施設の運営者
- (2) 準 会 員 前号に掲げるものを除き、この法人の目的に賛同し、連携協力して活動するために入会した文化施設等の関係者
- (3) 賛 助 会 員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名 誉 会 員 この法人に功労のあった者で総会において推薦された者
- (5) 自治体会員 正会員の施設の設置者である自治体

(入会)

第3条 正会員、準会員、賛助会員又は自治体会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第4条 会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 会費：年額 35,000 円
- (2) 準 会 員 会費：年額 35,000 円
- (3) 賛 助 会 員 会費：団体 一口年額 50,000 円（一口以上）
個人 一口年額 20,000 円（一口以上）
- (4) 名 誉 会 員 会費：年額 0 円
- (5) 自治体会員 会費：年額 0 円

2 上記のほか、当法人の運営に対して特別会費を収納することができる。なお、特別会費の額は任意とする。

(会費の納入)

第5条 会費の納入は年1回とし、毎年4月末までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。なお、特別会費の納入は随時とする。

(会費の使途)

第6条 会費は、その10割までを管理費(法人会計)にあてることができる。

(正会員資格の喪失)

第7条 正会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員が属する施設が閉館又は解散したとき。
- (3) 2年以上、会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

2 この法人は正会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(退会)

第8条 正会員、準会員、賛助会員、名誉会員又は自治体会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(変更)

第10条 本規程の変更は理事会の決議を経て総会の承認を要する。

(附則)

この規程は、公益社団法人全国公立文化施設協会の設立の登記の日から施行する。

この規定は、令和5年6月15日から施行する。

この規定は、令和7年6月12日から施行する。